

改正 平成18年10月1日 平成20年4月1日  
平成24年4月1日 平成27年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市障害者地域生活支援事業実施要綱第3条第1号に規定にする相談支援事業として、障害者、障害児（以下「障害者等」という。）及びその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うことにより、障害者等やその家族の地域における生活を支援し、もって障害者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、市長は事業の全部又は一部を適当と認める法人に委託することができる。

（利用対象者）

第3条 この事業の対象者は、八王子市内に住所を有する障害者等及びその家族とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

（事業内容）

第4条 この事業の内容は、次に掲げる業務とする。

- (1) 福祉サービスの利用等に関する支援
- (2) 障害や病状に関する支援
- (3) 健康・医療に関する支援
- (4) 不安の解消・情緒安定に関する支援
- (5) 保育・教育に関する支援
- (6) 家族関係・人間関係に関する支援
- (7) 家計・経済に関する支援
- (8) 生活技術に関する支援
- (9) 就労に関する支援
- (10) 社会参加・余暇活動に関する支援
- (11) 権利擁護に関する支援
- (12) その他市長が必要と認める支援

（職員の配置等）

第5条 第2条の規定によりこの事業の委託を受けた者（以下「相談支援事業実施者」という。）は、事業を実施するにあたり相談支援専門員を1名常勤で配置するものとする。

2 相談支援事業実施者は、この事業を効果的に実施するため、専門的技術を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、医師、保健師、理学療法士、作業療法士、建築士、エンジニア等の専門援助者）を必要に応じ職員として、確保するものとする。

3 この事業に従事する者（以下「従事者」という。）は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

4 従事者は、この事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談支援技術の向上を図るための自己研さんに努めるものとする。

(事業実施上の留意事項)

第6条 相談支援事業実施者は、この事業の趣旨を踏まえ、職員の勤務時間を調整する等により、夜間、休日等利用度の高いと考えられる時間帯に対応できる運営体制を整備するよう努めるものとする。

2 相談支援事業実施者は、相談受付票を備えて継続的支援の実施を図るものとする。

3 相談支援事業実施者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。

(報告等)

第7条 相談支援事業実施者は、この事業の2ヵ月毎の実施状況については八王子市相談支援事業実施定期報告書(第1号様式)により、1年間の実施状況について事業完了後速やかに八王子市相談支援事業実施年度報告書(第2号様式)により市長に報告しなければならない。

(利用者の負担)

第8条 相談支援事業実施者は、この事業を実施するにあたり、利用者から資料代等の実費を請求することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

八王子市長 殿

法人名称

所在地

代表者名

㊟

年 月及び 年 月分の八王子市障害者相談支援事業の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 相談支援事業を実施した事業所の名称及び所在地

事業所の名称	
事業所の所在地	

2 相談支援を利用している障害者等の人数

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者								
障害児								
計								

- 1 継続的な相談支援を行っている（行った）障害者等（支援台帳の作成やシステム上に基本情報を登録し受理したものに限る。）の人数を計上すること。
- 2 重複障害の場合は、それぞれの障害に計上すること。ただし、重度の身体障害と重度の知的障害の場合は「重症心身障害」に計上すること。
- 3 「その他」は、発達障害の診断途中や手帳取得手続中などの場合に計上すること。
- 4 年度途中で障害児から障害者になった場合は、それぞれに計上すること。

3 支援方法（支援方法別の支援延回数）

訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計

- 1 「電話相談」及び「電子メール」は、問題状況が軽減されたり、解決の方向に向かった場合に計上すること。日程の連絡等軽易なものは含まない。なお、FAXによるものがある場合は「電話相談」に含めるものとする。
- 2 「関係機関」は個別支援会議以外で関係機関との調整を実施した件数を計上すること。

### 3 支援内容（支援内容別の支援延回数）

支援方法	件数	ピア（再掲）
福祉サービスの利用等に関する支援		
障害や病状に関する支援		
健康・医療に関する支援		
不安の解消・情緒安定に関する支援		
保育・教育に関する支援		
家族関係・人間関係に関する支援		
家計・経済に関する支援		
生活技術に関する支援		
就労に関する支援		
社会参加・余暇活動に関する支援		
権利擁護に関する支援		
その他		
合 計		

1 各該当項目への計上にあたっては、以下の例を参考にすること。（複数回答可）

：サービスの情報提供、事業者の紹介、利用申請や契約に係る支援、サービスに関する苦情対応、地域における様々な社会資源の紹介・活用に関する支援

：障害の受容・理解に関しての本人や家族への支援

：医療機関等の紹介や同行、服薬管理、生活リズムや生活習慣に関する支援

：不安や孤独感の軽減を目的とした傾聴

：幼稚園や保育園の紹介や利用の助言、学校・教育・進路に関する支援

：家族関係、人間関係の調整に関する支援

：年金・手当・生活保護制度に関する支援

：金銭管理に関する支援、家事・育児に関わる支援

：就職活動や面接等に関わる支援、雇用条件及び勤務先との調整

：コミュニケーションに関する支援、外出や移動に関する支援、サークル活動の紹介や同行に関する支援

：障害者等に対する虐待発見時の保護のための措置や成年後見制度利用に向けての支援、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例に関する支援

2 「ピア（再掲）」には、障害当事者がサポートする形態を取った場合に、その回数を再掲（家族支援は含まない。）すること。

### 4 その他

その他報告すべき事項がある場合は書面を添付すること。

八王子市長 殿

法人名称

所在地

代表者名

㊞

年度分の八王子市障害者相談支援事業の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 相談支援事業を実施した事業所の名称及び所在地

事業所の名称	
事業所の所在地	

2 相談支援を利用している障害者等の人数

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者								
障害児								
計								

- 1 継続的な相談支援を行っている（行った）障害者等（支援台帳の作成やシステム上に基本情報を登録し受理したものに限る。）の人数を計上すること。
- 2 重複障害の場合は、それぞれの障害に計上すること。ただし、重度の身体障害と重度の知的障害の場合は「重症心身障害」に計上すること。
- 3 「その他」は、発達障害の診断途中や手帳取得手続中などの場合に計上すること。
- 4 年度途中で障害児から障害者になった場合は、それぞれに計上すること。

3 支援方法（支援方法別の支援延回数）

訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計

- 1 「電話相談」及び「電子メール」は、問題状況が軽減されたり、解決の方向に向かった場合に計上すること。日程の連絡等軽易なものは含まない。なお、FAXによるものがある場合は「電話相談」に含めるものとする。
- 2 「関係機関」は個別支援会議以外で関係機関との調整を実施した件数を計上すること。

### 3 支援内容（支援内容別の支援延回数）

支援方法	件数	ピア（再掲）
福祉サービスの利用等に関する支援		
障害や病状に関する支援		
健康・医療に関する支援		
不安の解消・情緒安定に関する支援		
保育・教育に関する支援		
家族関係・人間関係に関する支援		
家計・経済に関する支援		
生活技術に関する支援		
就労に関する支援		
社会参加・余暇活動に関する支援		
権利擁護に関する支援		
その他		
合 計		

1 各該当項目への計上にあたっては、以下の例を参考にすること。（複数回答可）

：サービスの情報提供、事業者の紹介、利用申請や契約に係る支援、サービスに関する苦情対応、地域における様々な社会資源の紹介・活用に関する支援

：障害の受容・理解に関しての本人や家族への支援

：医療機関等の紹介や同行、服薬管理、生活リズムや生活習慣に関する支援

：不安や孤独感の軽減を目的とした傾聴

：幼稚園や保育園の紹介や利用の助言、学校・教育・進路に関する支援

：家族関係、人間関係の調整に関する支援

：年金・手当・生活保護制度に関する支援

：金銭管理に関する支援、家事・育児に関わる支援

：就職活動や面接等に関わる支援、雇用条件及び勤務先との調整

：コミュニケーションに関する支援、外出や移動に関する支援、サークル活動の紹介や同行に関する支援

：障害者等に対する虐待発見時の保護のための措置や成年後見制度利用に向けての支援、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例に関する支援

2 「ピア（再掲）」には、障害当事者がサポートする形態を取った場合に、その回数を再掲（家族支援は含まない。）すること。

### 4 その他

その他報告すべき事項がある場合は書面を添付すること。